

## 担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	村田町民体育館条例 第8条第3項ただし書
例 規 番 号	昭和53年条例第33号

## 【基準】

第8条第3項及び村田町民体育館条例施行規則第13条の規定による。

(使用料)

第8条 体育館の使用料は、別表のとおり徴収する。

- 2 使用料は、町長の発行する納入通知書により前納しなければならない。
- 3 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料等の還付)

- 第13条 条例第8条第3項ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる割合に応じて既に徴収した使用料を還付するものとする。
  - (1) 使用者が自己の責めによらない理由で使用できなかったとき 全額
  - (2) 使用者が使用開始前3日までに使用の取消しを申し出たとき 5割
- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

標準処理期間	3日
備考	

設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年	月	日	